開催年月日 問 者 担当部課

平成30年3月13日(火)日本共産党 真下 紀子 委員 建設部総務課

建設部建設政策局建設政策課 建設部土木局河川砂防課

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

### 国直轄事業等の計画変更に関する公文書等について

森友学園の国有地取得に関わる価格交渉記録について 株及子園の国有地取得に関わる価格文を記録について、 これ一度は廃棄したとされておりましたが、政府の説明は一転して、保存させていたことがわかり、今度はですね改ざんされていた決裁文書が国会に提出をされていたことが明らかになり、非常に重大な局面となっております。これでは議会制民主主義が成り立たなくなってしまうわけで す。また、旧優生保護法による不妊手術の強制が明らかと なりまして、事実を示す公文書の保存というが真相解明に とって必要不可欠であると注目をされているところで、公 文書の重要性というのが再認識をされている状況となって おります。

# (一) 国直轄事業における計画変更と事業費の変更につい

そこで、国のサンルダム基本計画変更に伴って、2016年に31億円、2017年に32億円の事業費を増額をしております。また、サンルダムのほか、二風谷ダムと平 二風谷ダムと平 取ダムを建設する沙流川総合開発事業、新桂沢ダムと三等 ぽんべつダムを建設する幾春別川総合開発事業の3つのタ ム事業が継続となっておりまして、「当初の総事業費約 1,770億円から、約1,056億円を増額して、約 2,826億円となった」ことを、私は昨年2017年の 第4回定例会の知事答弁で明らかにしたところです。

国直轄事業の計画変更においては、知事意見をつけるなどして、事業費を変更してきているわけですけれども、建設部所管の国直轄事業では、他に、どのような事業があって、事業費の変更額というのは、どのようになっているの か伺いたいというふうに思います。

# (二) 国直轄事業に係る記録の作成・保存について

Lの金額は当初予算ではなく増額になった分だけです これと先程のサンルダム事業の増額分1,056億円と で4、389億円もの増額となっていることが初めて明らかになった訳です。
こうした国直轄事業というのは、増額を繰り返していま

すけれども、かならず道負担を伴うため、道は国に対し十分な説明を求めることになっております。また、開発局の高コスト体質が問題とも指摘をされているなかで、私は、国直轄事業の計画変更と事業費の変更を伴うこの1,05

国直轄事業の計画変更と事業員の変更を行うこの1,05 6億円の増額決定に至った交渉経過を記録した文書がない と指摘をしまして、議会に提出すべきだと12月議会の一 般質問の特別発言で質問した訳です。 今答弁された事業も含めて、あらためて、記録を残して いなかったと確認をしてよろしいのか。それとも交渉経過 は開発局、道において、作成・保存されているのか。何っ ておきたいと思います。

# (三) 公文書の保存について

私、見せてもらいましたけれども、結局、結果のみで開 発局との間にどのような意思決定過程を築いていたかとい うことを検証出来ない由々しき事態ではないかというふう に考えているところです。

れまで開発局との協議の経過を公文書として保存して こなかった理由があればお示しください。

〇政策調整担当課長 縄田 健志 国直轄事業における事業費の変更についてでございますが、平成22年度以降、知事への意見照会が行われることとなりました国土交通省所管の公共事業再評価にお こととなりました国土交通省所管の公共事業申評価におきまして、国から建設部に提出のあった資料によりますと、ダム事業以外では、北海道横断自動車道根室線本別〜釧路など道路事業が41事業、石狩川直轄河川改修事業など河川事業が22事業、砂防事業が5事業、海岸事業が1事業となっておりまして、このうち、道路20事業で1,569億円、河川17事業で1,705億円、砂防2事業で59億円、総額で3,333億円の事業費が増額となっているところでございます。

# ○河川砂防課長 金澤 克人

国との交渉経過についてでございますが、建設部所管の国直轄事業につきましては、関係法令や「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づきまして、事業の計画変更がある場合などに、国から意見の照会がある ところでございます。

このため、昨年12月の直轄ダム事業の基本計画の変 更を含め、回答に際しましては、国から計画変更などに 係る各種資料の提供を受け、変更内容などを聞き取りの うえ、必要に応じ記録をし、内容を精査したうえで、意 見を付して回答しているところでございます。

# 〇土木局長 清水 文彦 (河川砂防課)

公文書の保存についてでありますが、この度の直轄ダム事業における基本計画変更に当たりまして、開発局か ら提供のあった意思決定に関する資料は、公文書として 保存しておりますが、開発局との協議経過の記録につきましては、検討段階における参考資料として考え、公文書としての認識が十分ではなかったところでございま

昨年末、関係部局から改めて「公文書の管理の適切な 実施について」通知が発出されたところであり、今後、 行政の一貫性や継続性を保つためにもより一層、公文書 の適切な管理に努めてまいります。

### (四) これまでの対応について

この協議経過の記録というのは、今重要なんですよね、 森友問題ではそこから安倍昭恵さんの名前が無くなっているとか、特殊な例だとかいう言葉が無くなっているとか、 道においてはそういうことは無いとは思うんですけれども、そういうことが後に検証されていく、そのために大変重要だというふうに思っています。

ところが4定の答弁で知事は「引き続き、適切に対応す

とこつか4たい合介に対する「フロがして、過ラバニヘブパーク る」という答弁を繰り返した訳です。 これまで、記録の作成を怠ってきたにもかかわらず、これまでの対応が「適切な対応」だったと、引き続きという ことですから、「適切な対応」だったとする根拠をお示し いただきたいというふうに思います。

# (五) HACの議事録について

今回の知事意見では一切、今後の増額を行わないという ふうに付けたと、ではなぜ前回、増額を行わないとしたの に、それが今回、一切を付けたからいいんだというふうに なったのか、そうしたことも含めて検証出来ない訳です。

それが前の時に一切行わないというふうに、増額しない と付けておけば良かったのになぜそれが出来なかったのか とか、そういうことがまったく検証出来ない訳で、そういうふうにきちんと検証に耐えられるものが必要だというふ

うふうにさらんと検証に耐えられるものか必要だというふうに私は考えております。 ちょっと古い記憶をたどってみますと、2012年、私は北海道エアシステム(HAC)の経営検討委員会が、議事録を作成していなかったことを思い出しまして、これ大問題として改善を求めたわけです。その後道は、作成するように改善を図ってきました。で、そのときのHACの所管は建設部ではありませんでしたか。

(五) - 再 HACの議事録について 当時は森友問題に負けていなくて、このHACの経営検 討委員会の元となるこの音声データも廃棄をしていたんで

すね。大問題でした。 当時知事は、「公文書の作成、保存、利用などの関係規程を見直す」と踏み込んで答えていたわけです。その内容はどのようなものだったのか、お聞きをしたいという風に

思います。 また、今ずっと聞いてますと、HACの教訓が建設部の 中で活かされてこなかったのではないかと考えるところで すけどもいかがか、併せて伺います。

### (六) 公文書にかかわる認識と国・道の動向について

私はこれまで、道行政においても、公文書の保存と管理 とその重要さというのを各分野で指摘をしてまいりまし こての里安さというのを各分野で指摘をしてまいりました。公文書は、行政をチェックする上で重要な役割を果たすだけではなくて、国民が主権者として「知る権利」、これを持っているわけですけど、これを保障する、まさに民主主義の根幹をなす重要な役割を果たしています。 今の時期ですから特別なんですけど、建設部長は、公文書にかかわる認識をどのようにお持ちになっているのか、お聞きをしたいと思います。 また、公文書・行政サ書の管理が課題した。ている中

また、公文書・行政文書の管理が課題となっている中、 国、道はどのような新しい対応を取っていくのか伺いま

# ○土木局長 清水 文彦 (河川砂防課)

直轄ダム事業に係る対応についてでありますが、基本計画に変更が生じる場合には、これまでも国から詳細な聞き取りを行い、変更内容や経緯等を適宜把握するとと 間さ取りを行い、変更内谷や経緯等を適直だ違りるとともに、関係自治体の意見や庁内関係課で構成する「北海道土地・水対策連絡調整会議」での調整結果を基に、知事意見案として取りまとめ、議会の議決を経て回答しているところでございます。 道といたしましては、これまでも国への同意にあたっては、たれまでも国への同意にあたっては、たれまでも国への同意にあたっては、たれまでも国への同意にあたって

道といたしましては、これまても国への旧思にのにつて、高いコスト意識を持って事業を執行するよう求めてきておりますが、この度の直轄ダム事業につきましては、安易な事業費の増額とならないよう、「今後、総事業費の増額を一切行わないこと」とする意見を付して、国に対し強く求めたところでございます。

このような計画変更などへの回答に当たりましては、 国から各種資料の提供を受け、変更内容などを聞き取りのうえ、必要に応じて記録をしてきたところでございますが、公文書としての認識が十分でなかったことから、今後、適切な管理に努めてまいります。

○建設部総務課長 田中 勝 HACの所管についてでございますが、平成24年当時、HACを含め航空に関する事務は、建設部が所管していたところでございます。

# ○建設部次長 新出 哲也 (建設部総務課)

公文書の管理等についてでございますが、道では、委員のご指摘もございましてですね、平成24年に、外部委員会の会議録などにつきまして、意思決定に係る過程等に関する公文書の作成義務を定めるといったようなこ とを目的といたしまして、公文書管理規則あるいは文書 管理規程などの改正を行わせていただいたということで ございますが、このたびの直轄ダムの事業に関しまして は、開発局との協議経過の記録について公文書としての認識が十分ではなかったということもございまして、建設部といたしましては、今後、公文書管理規則などの関係規程に基づきまして、公文書として適切な管理に努め てまいります。

○建設部長 渡邊 直樹 (建設部総務課)
 公文書の適正な管理についてでございますが、公文書は、道の施策等の意思決定過程を記録するなど、重要なものであり、文書管理関係諸規程などにおいて、作成や保存の取扱いが詳細に定められていることから、個々の職員はもとより、組織として、これらの規程等を遵守をし、適正な管理に努めなければならないと認識をいたします。

道におきましては、昨年末、関係部局から改めて「公文書の管理の適切な実施について」通知が発出されたと ころでございます。

なお、国におきましても、行政文書の管理を一層適正 に行うため、「行政文書の管理に関するガイドライン」 が改正されたと承知をしているところでございます。

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

# (七) 今後の対応について

こんなに公文書が注目されたことはないとは思うんですけど、大変重要なものだということを私自身も改めて認識をいたしました。

をいたしました。 建設部においても、やはりこれまでの対応を改める必要があるのではないかと思います。今、種々皆さんからご答弁をいただいたわけですけど、これまで変更・中止に至った計画などもありますし、歴史的にその判断は検証されるべきものと考えるわけです。また公文書管理法では誤って廃棄されないための仕組みというのも取り入れられております。建設部では、今後どのように対応しようとするのか、部長に改めて伺います。

建設部の方でしっかり対応するということで、今後ですね、こうした質問をしなくても良いようにして、きちっと対応していただきたいということを指摘しておきます。 また、ちょっとお願いなんですけど、知事が誤解しているようなので、これまでの対応にはちょっと不十分さがあったということをきちっと説明をしていただきたいと思います。 ます。

○建設部長 渡邊 直樹 (建設部総務課)
今後の対応についてでございますが、建設部においては、これまで、文書管理規程などの関係規程に基づき、公文書の管理を行ってきたところでございますが、公文書に関する一部の規定への理解が十分ではなかったところでございます。
昨年末、改めて関係部局から適切な文書管理に関する。
通知が終出されたことを、同じさいてま、「行政文書の答

通知が発出されたことや、国においても「行政文書の管理に関するガイドライン」が改正されたことを踏まえ、大規模事業の実施や計画変更など重要な意思決定に関する文書につきまして記録の作成・保存を徹底するなど、公文書の適切な管理に努めてまいります。